



OSS 会員研修(医業承継)配信ご案内

新規配信案内

JPBM 医業経営部会

テーマ 「認定医療法人制度」の概要と実務ポイント

講師: JPBM 医業経営部会部会長 公認会計士・税理士 松田紘一郎氏

<p>【掲載期間(予定)】 ・平成 26 年 11 月 11 日 ～平成 27 年 5 月 11 日</p>	<p>【収録時間】 ・約 40 分 × 2 本 (コマ数: 4)</p>	<p>【主な内容】</p> <p>【1】医療法人制度のしくみ</p> <ol style="list-style-type: none">趣旨基本図表 (認定医療法人制度の基本図表: 5 パターン・①認定前に相続発生・認定後に持分放棄 ②申告期限内に全て放棄③移行期間内に全て放棄 以下略)手順の流れ・法施行日後、認定医療法人による相続税対策の手順(フローチャート図: STEP 1 ～STEP 1 0)最大のメリット <p>【2】認定申請する前に理解すべき事項</p> <ol style="list-style-type: none">出資持分放棄は、認定制度をとるか、通常の方法でやるか自由なことみなし贈与税を排除(非課税化)するものではないこと制度的に課税移行になるケースがあること <p>[個別基準]</p> <ol style="list-style-type: none">特定のケース<ul style="list-style-type: none">i) 3 9 床以下の病院(※)ii) 1 4 床以下の救急診療所、診療所(※)iii) 歯科法人社会のケース 5 疾病 5 事業の府県計画に記載なし(※はここで救える可能性もあり) <p>【3】みなし贈与税の非課税基準 1. 共通 4 基準 2. 適正な組織運営の基準 3. 個別基準</p>
<p>【講義の概要】</p>	<p>10 月よりスタートした同制度の背景や制度の概要、制度を踏まえたコンサルティング上のポイント等を医業経営部会の松田部会長が解説します。今回の施策は、相続時の評価が膨らんだ出資金の法人への払い戻し請求が、医療法人制度の安定性を著しく阻害する重大要因となっており、その制度的対応が今回の 3 年間納税猶予と個別融資等になります(みなし贈与税を排除するものではない)。講義では、制度活用において相続発生と持分放棄の時間軸ごとの取扱いを表す基本図表や、認定医療法人による相続税対策の手順のフロー図を使用。11 月 11 日より配信予定。</p> <p>詳細な解説と事例を交えた実務上の活用ポイントは 1 2 月 9 日に改めて特別集合研修として開催します。</p>	